

申請事項記載書

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>別表第1に掲げる生産品目に関し、<u>原則とし</u>て次に掲げる事項について報告を求める。</p> <p><u>生産</u></p> <p><u>受入</u></p> <p><u>消費</u></p> <p><u>出荷</u></p> <p><u>在庫</u></p> <p>また、経済産業大臣は、必要と認める場合、次に掲げる事項についても報告を求める。</p> <p><u>原材料</u></p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>別表第1に掲げる生産品目に関し、次に掲げる事項について報告を求める。</p> <p><u>生産高</u></p> <p><u>出荷高</u></p> <p><u>在庫高</u></p> <p>また、経済産業大臣は、必要と認める場合、次に掲げる事項についても報告を求める。</p> <p><u>原材料、燃料及び電力</u></p>	<p>報告を求める事項の から の名称について、調査票上の項目名称と合わせるために、名称変更及び事項の追加等を行う。</p> <p>エネルギー消費統計の整備の観点から「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」に加え、「エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁実施)」が平成19年度から実施されており、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となっている。そのため、生産動態統計調査において、エネルギー消費を把握する必要性が薄くなることから、報告者負担の軽減を図るため、「燃料」及び「電力」の調査を廃止する。</p>

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<p> <u> </u> 従事者 <u> </u> 生産能力及び設備 8 集計事項 調査結果に基づき、生産品目別に次の事項について集計する。 <u> </u> 生産 <u> </u> 受入 <u> </u> 消費 <u> </u> 出荷 <u> </u> 在庫 また、5の(1)の<u> </u>から<u> </u>の調査を行った品目については、次の事項を集計する。 <u> </u> 原材料 <u> </u> 従事者 <u> </u> 生産能力及び設備 集計事項は、別表第3の集計様式に掲げる事項とする。 別表第1の中 「<u> </u>従事者」 </p>	<p> <u> </u> 従業者 <u> </u> 生産能力及び設備 8 集計事項 調査結果に基づき、生産品目別に次の事項について集計する。 <u> </u> 生産高 <u> </u> 出荷高 <u> </u> 在庫高 また、5の(1)の<u> </u>から<u> </u>の調査を行った品目については、次の事項を集計する。 <u> </u> 原材料、燃料及び電力 <u> </u> 従業者 <u> </u> 生産能力及び設備 集計事項は、別表第3の集計様式に掲げる事項とする。 別表第1の中 「<u> </u>従業者」 </p>	<p> 「従業者」については、報告者の誤記入防止のために「従事者」に名称を変更する。 集計事項の <u> </u> から <u> </u> についても、調査事項の名称変更等に伴い変更及び追加を行う。 「燃料」及び「電力」は、調査事項が廃止されるため変更する。 「従事者」については、調査事項の名称変更に伴い変更する。 「従業者」を調査事項の名称変更に伴い「従事者」に変更する。 </p>

<p>「<u>上記以外のもの</u>」</p> <p>「<u>機械器具月報(その)</u>」</p> <p>別表第 2 (<u>調査票(109月報)</u>)</p> <p>別表第 3 (<u>集計表</u>)</p>	<p>「<u>右以外のもの</u>」</p> <p>「<u>機械器具月報(特定事業所調査)</u>」</p> <p>別表第 2 (<u>調査票(114月報)</u>)</p> <p>別表第 3 (<u>集計表</u>)</p>	<p>調査の範囲の事業所の枠中において、「右以外のもの」は誤記のため「上記以外のもの」に変更する。</p> <p>調査の種類の中での「特定事業所調査」の記載は、そのような調査票が別に存在すると誤解される恐れがあるためそれぞれの調査票名に変更する。</p> <p>その他の調査品目の追加、統合、削除等に伴う別表第 1 の変更については、別添を参照。</p> <p>調査範囲について、特定事業所として経済産業大臣が指定する事業所が存在しなくなった調査票について整理する。</p> <p>調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査対象が類似している等の場合に調査票の統廃合を行う。(109月報の様式を改正し、3月報を廃止(廃止の理由は以下のとおり))</p> <p>「写真感光材料月報」を「有機薬品月報」に統合し「有機薬品及び写真感光材料月報」とする。</p> <p>「金属鉍物月報」と「非金属鉍物月報」及び「コークス月報」を統合し「鉍物及び鉍物及びコークス月報」とする。</p> <p>調査事項の変更等に伴い所要の変更をする。</p>
--	---	--

注 1) 主管部課欄及び事務担当者欄については、別記様式第 1 号と同じ。

2) 記載量に応じて、横長で作成しても差し支えない。

3) 一般統計調査に準用する場合であって、前回の承認から今回の申請までの間に「軽微な変更」が行われている場合には、「変更前」の欄は、直近の調査内容を記載する。